

## 米価暴騰の根源・諸要因と その後における米政策の展開

小池 恒男

(本センター顧問・滋賀県立大学名誉教授)

### 1. “騒動” 発生をめぐる諸要因

#### 1) はじめに—米騒動の歴史をたどる—

騒動とは、「人々が騒ぎ立て、秩序が乱れること」とある。誰が命名したかは不明だが、「令和の米騒動」は確かに人々が騒ぎ立て大いに秩序は乱れた。

米騒動の歴史をたどっていくと、まず記憶の新しいところでは1993年の“平成の米騒動”ということになるが、これは作況指数が「著しい不良」の水準となる90を大きく下回る74に至るということで、その主要因はいうまでもなく天候不順にともなう冷害によるところ大ということであった。次は、はるかにさかのぼって1918年の“大正の米騒動”ということになるが、この騒動は第一次世界大戦後の都市部における人口増・消費増と、農村部における人口流出・生産量の減少を背景としている。しかし同時に、売り惜しみや買い占め、投機が発生して社会現象としては“騒乱”に近い大きな影響をもたらした。さらにさかのぼると1783～87年の“天明の大飢饉”（米不足問題）ということになるが、これについては1783年に東北地方を中心に襲った冷害、浅間山の大噴火といった自然現象によるところ大ではある。しかし興味深いのは、多くの文献が、13万人に達する餓死者・病死者を出したこの大飢饉の原因が、ただ自然災害にあるのではなく、東北諸藩の失政にあったと指摘している点である。

冒頭に過去の“米騒動”を概観したのは、こうした騒動がそれぞれ、自然災害、大戦（世界情勢）、業界の便乗値上げや投機といった社会的背景、さらには失政を原因とするという点の確認とともに、さらに注目しておきたいのはこの“騒乱”なるものがいくつかの要因が複雑に折り重なって発生しているということの確認である。この点、以下で概観する価格暴騰の5つの要因は、当然のことながら多少の軽重の差はあるが、改めていずれの要因もが根源的に思われ、むしろ昨今のおびただしい報道の多くには、問題を過度に単純化する傾向がみられる点に危惧を感じるほどである。同時にまた、この5つの要因の相互関連性に注目して分析、考察することの重要性を強調しておかなければならない。

## 2) 5つの主要因

第1の要因は、生産構造の激変とそれを規定した稲作の収益条件の悪化である。この20年ほどで劇的に進んだ生産構造の激変は、端的に言えば、ビッグファーマー、それにつづく中核的農家・認定農家が稲作生産の6割を占めるという構造、これが都府県の水田農業の一般的、平均的な姿になっているという実態である。米騒動を報道する昨今のこの点に関しての論調は、稲作の行き詰まりの現状を打破するためには、展望のない零細規模の兼業農家の農地をビッグファーマーに集約して、さらなる規模拡大を図ってコストを下げ、競争力をつけて輸出拡大を図るというサクセスストーリーである。しかし、このサクセスストーリーは地域にあってはすでに着古したコートのようなものであって、それを追求めた結果として今日の危機があるのであって、時代錯誤も甚だしいというのが実感である。

この生産構造の激変を規定したのが稲作の収益条件である。2023年の「農業経営統計調査営農類型別経営統計」によれば、稲作経営の都府県平均（水稲作付面積規模2.65ha）の1時間当たり農業所得は18円、全国稲作付面積20ha以上層（水稲作付面積規模51.57ha）のそれが894円ということで、その低収益条件は変わらない。しかし、みておかなければならないのは、この低収益構造が稲作に限られた状況ではなく、昨年1年間に公表された数々の数値をみても、驚くべきことにわが国農業にあっては人も農地も作付面積も全作目・全品目に及んで後退傾向を示していて、まさに日本農業の“底が抜けたような”危機的状況がさらに確実に進行しつづけているという実態である。

第2の要因は、この生産構造の激変と並行して進行した米流通、集荷市場の構造変化についてである。〈表1〉で明らかなように、2024年産主食用米等生産量は683万tで（2024年10月30日のF）、前年の661万t（B）を22万t上回っている。2024年11月19日の予想収穫量の4万1,000tの下方修正後においても（作況指数102から101への修正）、生産量は18

表1 主食用米の基本指針(需給見通し)

(単位:万t)

米穀年次	各指標	公表年月	2024年			2025年
			3月5日	7月30日	10月30日	1月31日
2023/24	2023年06月末在庫量	A	197	197	197	
	2023年産主食用米等生産量	B	661	661	661	
	2023年産主食用米等供給量計	C = A + B	858	858	858	
	2023/24年主食用米需要量	D	681	702	705	
	2024年6月末在庫量	E = C - D	177	156	153	
2024/25	2024年6月末在庫量	E	177	156	153	153
	2024年産主食用米等生産量	F	669	669	683	679
	2024年産主食用米等供給量計	G = E + F	846	825	836	832
	2024/25年産主食用米需要量	H	670	673	674	674
	2025年6月末在庫量	I = G - H	176	152	162	158
2025/26	2025年6月末在庫量	J			162	158
	2025年産主食用米等生産量	K			683	683
	2025年産主食用米等供給量計	L = J + K			845	841
	2025/26年産主食用米需要量	M			663	663
	2026年6月末在庫量	N = L - M			182	178

資料:農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

万 t の増加となっている（18万 t = 679万 t - 661万 t）。

一方、2024年12月時点で集荷業者の集荷量は215万 t で前年同期比マイナス21万 t <sup>注1)</sup>、つまり、生産量の増加と集荷量の減少という説明のつかない乖離が生じて、消費者、生産者、業者、行政を巻き込んだ業界全体の混乱が激化した。生産の中核部隊への集中が進めば、集荷、卸の業者の対応もそれに合わせて進化せざるを得ない。業者にとっては、大規模生産者との取引のより良い環境がつけられたということである。より大量の生産物を保有する大規模生産者との直接取引は業者にとってはより魅力的な取引であり、新たな商機がもたらされたということでもある。

市場にもたらされた米騒動という乱気流の発生源の1つは、参入障壁ゼロのこの業界の活発で複雑な動きであった。それを象徴するのが“スポット取引”“スポット価格”の存在であり、これは既存の集荷業者と卸売業者間の取引で形成される相対取引価格とは異質の“にわか業者”も加わっての雑多な業者間、“1次卸から5次卸”にまで及ぶとされる卸者間の活発な取引を示している。2024年末から目立ち始め、年明けてさらに加速した店頭での4,000円、5,000円への小売価格の高騰はもはや生産者の手取り価格や農協の概算金とは無縁のものであり、そこからはるかに遠く乖離した価格である（その小売価格から逆算して求められる生産者手取り価格は玄米60kg当たり30,000円～40,000円）。

そういう乱気流の中、信頼できる情報を欠く状況の下で、さらに“コメ不足”がつづく、さらに“値上がり”がつづくという思惑が加わって、それこそ生産者から業者、小売店、消費者にまでに及んで、留め置き、在庫、買いためが発生し、それぞれにとって少量の留め置きが雪だるま式に膨れ上がって、短期的に市場に出回る数量が極少化してしまった、という側面も見落とせない。さらにそこに投機的要素も加わって、「横並びで値上げしないと自分の店に客が集中して、必要な在庫が確保できなくなってしまうので、これを避けるためにやむを得ず値上げしました」といった便乗値上げすれすれの対応もあった、中米を混ぜての販売といったまがい商法もあったということで、市場構造の激変、流通の混乱という第2の要因も無視できない。

つぎに、収益条件の悪化を放置して、生産基盤を弱体化させてきたという第1の要因にかかわる失政に加えて、的確な需給計画を策定して、的確に生産誘導するという点での失政も重要な要因としてあげておかなければならない。したがって第3に、“騒動”を引き起こし、拡大したという点で、不正確な需給計画という要因もあげておかなければならない。とくに8月時点での米市場における“異変”が、南海トラフ地震臨時情報発令（8月8日）、台風7号、10号による消費者の買いため特需に起因するものであることは周知のとおりである。加えて、24年産米が出回った後に起こった需給をめぐっての情報の混乱も看過できない。問われるのは、情報の混乱の背景にあったのは情報源の背骨に位置づいてあるべき「需給計画」である。農林水産省の発信する「不足はない」という情報、現場から発信されてくる「現物が手に入らない」という情報、両者の格差、隔絶は大きかった。不安の拡大は瞬く間に社会不安に膨れ上がり、ついには“令和の米騒動”ということになっ

てしまったことについては大いに反省が必要であろう。

そこでまず確認しておかなければならないのは、近年における主食用米の需給動向である。〈表2〉で明らかなように、2015年以降における10年間における需給は、需要超過が8年、生産超過が2年となっていて、圧倒的に需要超過の傾向にあって、とくに2022年の21万t、23年44万t、24年の28万tに及ぶ需要超過は過去に例をみないレベルに達していた。さらに加えて、農林水産省が表・注1)にあるように、2025年6月までの1年間の需要量の37万tの上振れを明らかにしており、いよいよもってそれにともなう生産見通しの見直しを迫られている状況にある。すでに作況指数の廃止、“くず米”名称の変更等々の検討も進められている。

業者の基本的な情報源となっているのは主食用米の基本指針（需給計画）であるが、業者間ではとりわけ6月末の在庫量が重要な指標となっている。それが180万tを切ったら危険水域とされているが、〈表2〉で明らかなように、2024年6月末153万t、25年6月末158万tと危険水域に突入し、すでにその時点で20万t以上の不足の事態が発生していたことが確認されている。〈表3〉に示した最新の「主食用米等の需給見通し」で、仮に前

表2 主食用米の需給動向

(単位:万t)

年次	生産量	需給ギャップ	需要量	翌年6月末民間在庫
2008/9	866	42>	824	212
2009/10	831	17>	814	216
2010/11	824	4>	820	181
2011/12	813	—	813	180
2012/13	821	40>	781	224
2013/14	818	31>	787	220
2014/15	788	5>	783	226
2015/16	744	<22	766	204
2016/17	750	<4	754	199
2017/18	711	<9	740	190
2018/19	733	<2	735	189
2019/20	726	12>	714	200
2020/21	723	19>	704	218
2021/22	701	<1	702	218
2022/23	670	<21	691	197
2023/24	661	<44	705	153
2024/25	679	5>	674*	158**
2025/26	735		663	178

資料:農林水産省「米をめぐる状況について」2025年1月、「米に関するマンスリーレポート」2025年7月号。

注1)\*2025年7月30日の食料・農業・農村政策審議会食料部会で需給見通しの公表を見送る方向。ただし参考情報として2025年6月までの1年間の需要量などを提示するとみられる。

農林水産省の試算:37万t上振れする→674万t+37万t=711万t したがって、需要超過は32万t、5万tの供給超過が32万tの需要超過に置き換わる。

2023/24については、+24万t=705万t 日本農業新聞25年 7月19日

2)民間在庫とは、500t以上の集荷業者(出荷段階)、4,000t以上の卸売業者(販売段階)が対象、民間の流通在庫の約75%をカバー。

3)\*\*2025年6月末民間在庫量は6月までに放出された政府備蓄米40万t弱を加えると150万t台になる計算。2024年6月末の民間在庫量は、備蓄米の放出や産地の増産を受けて300万tを上回るという見方もあったが、需要量の上振れを勘案すると当然のことながら在庫量は一定の減少が見込まれることになる。

表3 2024/25年及び2025/26年の主食用米等の需給見通し（単位：万t）

2024/25年	2024年6月末民間在庫量	A	153
	2024年産主食用米等生産量	B	679
	2024/25年主食用米等供給量計	$C = A + B$	832
	2024/25年主食用米等需要量	D	674
	2025年6月末民間在庫量	$E = C - D$	158
2025/26年	2025年6月末民間在庫量	E	158
	2025年産主食用米等生産量	F	683
	2025/26年主食用米等供給量	$G = E + F$	841
	2025/26年主食用米等需要量	H	663
	2026年6月末民間在庫量	$I = G - H$	178

資料：農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する指針」2025年6月。

年同様の上振れということになれば、2025年6月末、26年6月末の在庫量が150万tを切って落ち込むリスクもあるということになる。

「米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針」は、その冒頭で「米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の的確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います」とし、このうち、米穀の生産調整の円滑な推進については、食糧法（1995年施行）の枠組みの下で、2018年（平成30年）以降は、行政による都道府県別の生産量目標等の配分は行わないこととし、「政府が策定する米穀の需給の見通し等の情報を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産に取り組む」とうたっている<sup>注2)</sup>。

生産量、需要量の把握が正確であったのかどうか、余裕ある計画づくりができていたのかどうか、政府備蓄米の数量が適切であったのかどうか、その運用が適切であったのかどうか、正しく読み取って正しく対応できていたのかどうか、情報の混乱に加えて、その背後にあるべき需給計画をめぐって、不適切な需給計画の策定と不的確な運用という点もまた失政として指摘しておかなければならない。

第4にあげられるのは、情報の混乱という要因である。すでに第3の要因との関連で、不正確な需給計画が情報混乱の大本にあるという点については先にみたとおりである。付け加えておかなければならないのは、2024年8月に起こった米市場における“異変”が、南海トラフ地震臨時情報発令（8月8日）、台風7号、10号による消費者の買いだめ特需に起因するものであることは周知のとおりである。ここでは併せて、自然災害が情報混乱の大本にあるというもう一つの側面を確認しておきたい。

第5に、“暴れる気候”，手ごわい高温障害の影響をあげておかなければならない（ここでは自然災害と大括りしておきたい）。

その1つは1等米比率の動向である。周知のように、1等米比率は2023年から24年にかけて61.3%から77.1%に引き上げられたとされているが、しかし、〈表4〉で明らかなように、都道府県別にみると、上昇した道県22に対して低下した県が23県に及んでいる。東海

4県全減，九州8県全減，中四国は9県のうち7県が低下で，顕著な二極化が進んでいる。二桁上昇6県（とくに新潟の62.2ポイントの上昇），二桁低下9県（とくに奈良の53.0ポイントの低下）と，依然として「暴れる気候」の影響がつづいている点は，このことが精米供給の減少（＝需要増）を強く規定していることに鑑みて，当然のことながら軽視するわけにはいかない。

2つには，この異常気象が側面から品種銘柄のはげしい入れ替わりを促している点をみておかなければならない。象徴的なのは米食味鑑定コンクールの総合部門の入賞上位40検体における品種構成の変化である。〈表5〉で明らかのように，2023年に初めて「コシヒカリ」は「ゆうだい21」に王座を譲って，24年には引き続きその差を広げている。さらにこの数年，急速に作付面積を拡大しているのが「にじのきらめき」であり，一部では，「おいしい，美しい，獲れる」でいずれも「コシヒカリ」にとって代わる品種といわれている。異常気象がこの品種銘柄の入れ替わりを側面から突き動かし，それがまた第2の要因にかかわる

表4 道府県別にみた玄米の1等米比率(2024年産)

道府県	1等米比率 (%)	前年比 (ポイント)	道府県	1等米比率 (%)	前年比 (ポイント)
北海道	91.4	+4.1	京都	64.7	+8.0
青森	93.5	+25.5	大阪	47.4	+4.4
岩手	94.4	+3.3	兵庫	34.6	-3.4
宮城	89.8	+6.9	奈良	33.4	-53.0
秋田	88.6	+30.4	和歌山	11.5	-16.9
山形	92.7	+45.3	鳥取	56.0	+7.3
福島	89.0	+12.6	島根	58.1	+2.2
茨城	55.9	—	岡山	60.7	-11.7
栃木	89.2	+3.6	広島	78.1	-7.5
群馬	66.6	+2.2	山口	71.4	-5.8
埼玉	32.4	+4.1	徳島	34.0	-8.0
千葉	78.6	-9.3	香川	11.3	-5.6
神奈川	16.7	+1.6	愛媛	27.2	-18.1
山梨	80.3	+6.1	高知	15.0	-4.3
長野	93.5	+1.4	福岡	11.6	-7.1
静岡	58.7	-18.6	佐賀	45.2	-22.1
新潟	77.9	+62.2	長崎	44.6	-8.4
富山	89.7	+31.6	熊本	27.7	-4.9
石川	87.9	+8.2	大分	41.6	-16.4
福井	88.6	+4.5	宮崎	35.4	-13.1
岐阜	46.4	-1.4	鹿児島	25.0	-8.0
愛知	32.8	-1.9	沖縄	46.1	-11.7
三重	26.3	-5.0			
滋賀	59.6	+3.6	全国	77.1	+15.8

資料：日本農業新聞2024年11月30日付。

表5 米食味鑑定コンクールにおける40検体の構成

年産	コシヒカリ	ゆうだい21	その他
2023年	17検体	20検体	3検体
2024年	17検体	22検体	1検体

市場の不安定化につながっているし、また第3の要因の不正確な需給計画の策定にも影響を及ぼしている。

### 3) 5つの要因の相互関連性

第1の要因と第2の要因との関係について、両者が基本的に連動する関係にあることは既述のとおりである。しかしもちろん先にみたように、自然の“異変”に基づく情報の混乱も大いにあり得ることである。そこをあえて分離してとらえれば主たる要因は5点ということになる。また一方で、“異変”が需給計画を狂わせるということもまた大いにあり得ることであるから、両者は不離一体の関係にあるといえる。

第1の要因、生産構造の激変が需給計画を狂わせるという側面にも注目しておく必要がある。米の収穫量調査は、基本的には全国8,000筆の標本調査に依っている。ビッグファーマー、それにつづく中核的農家・認定農家の稲作生産の割合が高まれば高まるほど調査対象もその割合を高める。しかし、大規模生産者が土地生産性よりもより強く労働生産性を求めることによって単位面積当たり収量が落ちる傾向にあるとすれば、生産構造の変化とともに収穫量は大き目に把握されることになる。需給計画において生産量が実際より過大にとらえられている可能性が大きいのではないか。

第2の要因、米流通・集荷市場の構造変化と第3要因の需給計画との関係について、直接的な関係としてみておかなければならないのは、需給計画に位置づいている2025年6月末民間在庫量である。2024年6月末の民間在庫量は〈表1〉、〈表2〉で明らかのように153万tであるが、その内訳は生産段階16%<sup>注3)</sup>、出荷段階58%、卸売段階26%となっており、この業界の動向によって変化していく可能性も考えられ、今後の動向に注目していく必要がある。

第3の要因、情報の混乱は、“令和の米騒動”においても重要な関連性を示した。第2の要因のところやや詳しくふれたように、“令和の米騒動”においても重要な関連性が示された。市場にもたらされた米騒動という乱気流の発生源の1つは、やはり1995年の食糧法の登場によって参入障壁ゼロになったこの業界の活発で複雑な動きであった。第4の要因、気候変動は当然のことながら需給計画を大きく狂わせる。とくにそれがもたらした顕著な表れは、やはり先の〈表2〉が示している2023年産米、24年産米の生産量の落ち込みは大きく、明らかに高温障害という自然災害によって需給計画は大混乱に陥っていると見える。そしてまた25年産米についてもその危惧は大きい。以上の関係を整理しておく〈表6〉のとおりである。

表6 5つの要因の相互関係

	①生産構造	②市場構造	③需給計画	④情報混乱	⑤自然災害
①生産構造		◎	○	△*	○
②市場構造	\		*△*	○	○
③需給計画	\	\		◎	◎
④情報混乱	\	\	\		◎
⑤自然災害	\	\	\	\	

注:◎強い相互関係, △\*過剰反応が考えられる, \*△\*2025年6月末の民間在庫量

## 2. 政権交代と米政策

### 1) はじめに

石破/小泉農政から高市/鈴木農政へ、政権交代で米政策はどう変わったのかの議論がつまびらかに論じられている。変わったのか変わらないのかの判断を下すにはなお時期尚早と言わざるを得ないが、巷の関心事はもっぱら、石破首相・小泉農水大臣が放った米増産の号令が早々と打ち消されたのかどうかという点に集中している。言われているところの米増産から“需要に応じた生産”への軌道修正である。みておかなければならないのは、この変化の背後にある米の需給関係の動向である。

### 2) 第1の論点—増産か“需要に応じた生産”か

農水省が政権交代前の10月10日に公表した主食用米の需給見通しは〈表7〉に示すとおりである。これによれば、2025年の主食用米の生産量は前年の679万5,000 tから68万5,000 tの増加で748万 tとなっている。そして2026年6月末民間在庫は218~232万 tで、適正水準の180~200万 tを超えて需給緩和の恐れありという水準に達している。

これに対して〈表8〉で明らかのように、農水省はその12日後の、あるいはまた高市内閣発足(10月21日)の翌日の22日に、2026年の主食用米の適正生産量を711万 tに設定するとしている。そして同時に、それが2027年6月までの1年間の需要量694~711万 tの上限に合わせて設定されていることがわかる。つまりそこに“需要に応じた生産”の意向が明確に示されている。

確認されることは、2024年から25年にかけて10.1%の増産、26年で4.9%の減産(見通し)、それが“需要に応じた生産”ということであった。さらに言えることは、それが石破/小泉農政から高市/鈴木農政への政権交代の結果として見えたとしても、霞が関農政は一貫しているということである。したがって、全体像が見えないながらも、もしも石破/小泉農政が“増産一辺倒”を提起したのであれば、よし悪しは別としてそれは異端であり、非主流の米政策であったということになる。

高市首相が自民党の総裁に選ばれたのは10月4日、高市政権が成立したのが10月21日。高市総裁がこの間に農政の転換を構想したとは考えにくい。不動の“霞が関農政”ととらえる方が自然であろう。

表7 主食用米の需給見通し (玄米,万t)

25年6月末民間在庫量	157
25年産生産量	748
政府備蓄米供給量	24
25/26年合計供給量	929
25/26年需給要量	697~711
26年6月末民間在庫量	218~232

注:ふるい目目標1.7mmの集荷量で試算。

表8 26/27年の主食用米の需給見通し (玄米,万t)

07年末までの1年間の供給量	926~939
26年6月末の民間在庫量	215~229
26年産の適正生産量	711
27年6月末までの1年間の需要量	694~711
27年6月末の民間在庫量	215~245

米の需給と価格をめぐっては、概算金が上昇する（相対取引価格が上昇）、その一方で小売価格が高止まり、消費が減退傾向、小売価格を抑えなければならない、しかし概算金は生産費をはるかに超えて跳ね上がっている、需要の40%を占める業務需要を中心に輸入米に置き換わる動きもある等々、きわめてむずかしい局面にある。需給計画がタイト過ぎたという点を反省点するならば、多少なりとも増産というものがなければならない（供給不足が価格高騰の一因であったわけだから、増産指向を全否定して減産にかじを切るのは矛盾）。「“需要に応じた生産”が原則・基本」ということであるが、肝心の「需要の把握」が不確かであった（需要予測が外れた要因の解明がなお不十分）という現状の中でのこの「原則・基本」論は説得力を欠く。以上が、政権交代にともなって増産から“需要に応じた生産”への政策転換があったかなかったかの第1の論点をめぐっての事実関係の確認である。

### 3) 第2の論点－“おこめ券”の登場

政権交代にともなって浮上したもう一つの論点は、“おこめ券”の有効性についてである。鈴木憲和農水大臣は10月22日の就任あいさつで、高止まりがつづく米価格への対応として、“おこめ券”の発行なども含めて広く検討していく意向を示した。それは、前政権が着手した“政府備蓄米の放出”ではなく、すでに東京都の台東区等で試みられている“おこめ券”を、すでに2023年にスタートしている「重点支援地方交付金」を物価高騰対策として活用して後押ししていくというものであった。

そして周知のように、これがその後、高市政権によって11月21日に打ち出された総額21.8兆円に及ぶ総合経済対策に取り込まれていくことになる。自治体が自由に使える「重点支援地方交付金」を拡充し、食料高騰への対応として、自治体が1人当たり3000円程度の“おこめ券”や電子クーポンを配布するという形で具体化されるに至った。国が地方自治体に対して活用方法として推奨するものを（どのように交付金を使ってほしいか）“メ

ニュー”に明記して、地方に対して国の意向を伝えるという性格のものである。

この“おこめ券”に対してはすでに①貧困者対策は農水省マターではない、厚労省の管轄、②諸経費がかかりすぎる、③消費拡大で結果的に米価上昇に拍車をかけることになる、等々の問題指摘がある。しかし①の点に関しては、そもそも地交付金なので出どころは総務省ということで非難は当たらないということではある。しかしアメリカの農務省予算のもとにあるSNAP（低所得者の食生活を支援する栄養支援政策、農務省予算の6割を占める年間15兆円、4,300万人が受給対象）の例を上げるまでもなく、わが国においても、2025年の『食料・農業・農村基本計画』の施策Ⅲ「国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム」で、「平時における食品アクセスの確保」の項で低所得者層に注目して、「経済的理由により十分な食料を入手できない者への食料提供の質・量の充実」をうたっている（90, 91頁）。

確かに“おこめ券”は米の需給と価格をめぐる問題の全体をカバーする経済対策とは言えない。しかし貧困層への需要拡大が国内での消費拡大策の本命に位置づくものであることは否定できない（もちろんほかに、輸出拡大、米粉をはじめとする新商品の拡大、備蓄の拡大等々の需要拡大策がある）。以上が、政権交代にともなって急浮上した“おこめ券”をめぐる第2の論点に関する事実関係の確認である。

いずれにしても“おこめ券”を取り込んだ総合経済対策こそを問題にする必要がある。この点について、11月28日に閣議決定された総合経済対策の裏付けとなる2025年度補正予算で確認しておきたい。補正予算の全体像は〈表9〉に示すとおりである。「外国人問題への対応の強化」が第1の柱の生活の安全保障・物価高対策、経済対策として「防衛力・外交力の強化」への持ち込みには違和感をもたざるを得ない。第2の柱の人工知能（AI）や半導体、造船等を対象とする危機管理投資・成長投資は高市政権肝入りの大企業支援であるが、36%のこの歳出についても引き続き注目していく必要がある。

“おこめ券”の関連で注目されるのは第1の柱の物価高対策であり、そこに位置づく2億円が計上されている自治体が自由に使える「重点支援地方交付金の拡充」である。さらに、そのうち4,000億円を食料品高騰に対応する特別枠として“おこめ券”や電子クーポンの活用にあてるとしている。

先にみたとおり、具体的には“おこめ券”は1人当たり3,000円ということである。しかもここに至る鈴木農相の発言では、“おこめ券”は「食料品全般に対する支援」とい

表9 2025年度補正予算案(一般会計)

項目分類		金額
経済対策	生活の安全保障・物価高対策	8兆9,041億円
	危機管理投資・成長投資	6兆4,330億円
	防衛力・外交力の強化	1兆6,560億円
	予備費	7,098億円
	小計	17兆7,029億円
一般会計総額		18兆3,034億円

注：一般会計のほかに9千億円程度の特別会計がある。

うことであり，“おこめ券”で買える商品の範囲は民間に委ねるという考えのようである。ということで米価高騰対策としての“おこめ券”の性格は薄れ、軽くなり、さらには地方に丸投げということになってしまった。

#### 4) 気になる市場原理優先の発想

さらに気になるのは、鈴木農水大臣の上記の2つの論点にかかわっての、「米の価格抑制を目的にした政府備蓄米の放出はしない」「政府が価格にコミットすべきではない」とする市場原理主義とも受け取れる発言である。確かに食糧管理法から食糧法へ（1994年）、そして食糧法の改正（2004年）を経て米市場の自由化は確実に進められてきた。しかし、そのことと米市場が完全競争市場に近づきつつあるかどうかは別次元の話である。経済学が言うところの完全競争市場の4つの条件は以下のものである。

- ①多数の売り手と買い手が存在すること
- ②参入・退出が自由であること
- ③同質の財・サービスが取り引きされること
- ④買い手と売り手が完全な情報を共有していること

米市場はとくに③、④の条件においてまさに対極の状況の下にあるのが現状である。③について言えば、まさに品種、産地、品質、年産等々において千差万別の価格のもとにある。④について言えば、それこそまさに生産者や業者が頼りにしている需給計画という肝心なめの情報に“狂いがあった”ということで、情報の共有にはほど遠い状況にあると受け止めざるを得ない。だからこそ、「価格形成は市場にまかせ、行政の介入はあってはならない」とする農水大臣の物言いは、もっぱら逃げ口上として聞こえてくることになる。

#### 5) 求められているものは何か

この点にかかわって確認しておきたいのは、食料・農業が、教育、医療と並んで社会的共通資本としてあるという点の確認である。円高が進む、物価が高騰する、だから食べ物の入手が困難になる、手に入らないというようなことがあってはならない。豊かな経済生活を営み、魅力ある社会を持続的、安定的に維持していくために、社会的共通資本である食料・農業を市場とどうリンクさせて存続せしめるかが常に大きな課題としてある。そういう意味においても、ただ「価格形成は市場にまかせ、行政の介入はあってはならない」で済む話ではない。とは言っても、社会的共通資本としての性格をもつ食料・農業を市場とどうリンクさせて存続を図るか、そのための制度をどう設計し、どう現実のものにしていくかは難題である。高市首相の所信表明演説で今後の食料安全保障のあり方として示されたものは、大きくは農業構造の転換、先端技術の活用、輸出の促進というものであり、その方向性は引き継がれてきた霞が関農政から一歩も出るものではなく、まったく危機感が感じられない。農業生産の現場で見るわが国農業の危機的後退は、まさに“底が抜けてしまった”の状態にある。求められるのは、生産費を補償する不足払い制度、所得を補償

する直接支払い，加えて，ビッグファーマーを側面から支援する，零細規模農家の安心をつなぐ，最低賃金保障のもとで働く機会を創出する，人材を養成する，これらの多面にわたるミッションを担う農事組合法人の設立とその公的支援，等々の三段構えの農業・農村の構造改革である。

極度に進む貧富の格差の拡大，分断される社会，迫りくる核戦争の危機，待ったなしの地球環境の劣悪化等々，“断末魔”の資本主義と言いたいくらいに行き詰まっているとしか言いようのない資本主義の現実である。一歩ずつ，資本主義を超えるオルタナティブの社会システムへと改革の歩を進めていかなければならない。食料・農業・農政における改革もその一端を担って歩を進めていかなければならない。

#### 注

- 1) 「現時点では，生産者の出荷量のうちJ A系統などの集荷業者へのお荷数量は大きく落ち込む（前年比：－34万 t），一方で，生産者の直接販売や集荷業者以外の業者との取引等は大きく増加した（前年比：＋49万 t）」〈農林水産省「今般お米の価格高騰の要因や対応の検証」2025年 8 月〉。
- 2) 農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」 1 頁。
- 3) 出荷段階，卸売段階については表 2 の注 2 ) にあるとおりであるが，2024年における生産段階の在庫量の把握は，「生産者の米穀在庫等調査」による。